

キッショウ株式会社

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、男女ともに全社員が活躍できる雇用環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 11月 1日～ 令和9年 10月 31日までの3年間

2. 内容

目標 1

将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、制度の周知を図る。

対策

- 令和6年 11月～ 育児休業制度に関する資料の配布
- 令和7年 1月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年 3月～ 有期契約労働者や管理職を対象とした研修内容の検討
- 令和7年 5月～ 管理職を対象に、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修実施（年1回）

目標 2

社員に占める女性管理職比率を50%以上とする。

対策

- 令和6年 12月～ 経営層や管理職を対象に、女性活躍に関する意見交換の実施
- 令和7年 1月～ 女性社員に対してキャリアに関するヒアリングの実施
- 令和7年 4月～ 管理職養成のための研修計画の作成及び、昇進・昇格の評価基準や運用等の確認及び見直し
- 令和7年 7月～ 管理職候補の女性社員を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施